

コード	名 称	区分	コード	名 称
事業名	106 自治基本条例推進経費	会計	01	一般会計
		款	02	総務費
		項	01	総務管理費
基本 施策	60 市内各地域の特性を活かした分権型のまちをつくる	目	06	企画費
		細目	121	調査企画推進事務経費
行革大綱の重点事項番号		7	細々目	52 自治基本条例推進経費
担当部課	コード	11300	担当者 氏名	風隼 徳彰
	名称	企画課	連絡先	22 - 9620 (内線) 2111

事務事業の概要 (Plan)

対象(誰を、何を)	市民	※対象件数
成果(どうする)	市民が主体となった活動が推進される。	
根拠法令・要綱等	伊賀市自治基本条例	
開始年度	平成 18 年度	関連事業
終了年度	平成 年度	
H21 事業 内容	伊賀市自治基本条例推進研究会(市民参画)により、条例本文及び解説部分の改正点を整理し、合意を得たものを政策調整会議及び政策調整小会議に諮り了承を得た。	
社会情勢 の変化等		

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積 (延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体	
委託先	
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の 類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動 指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H20	H21	H22	H23
	庁内勉強会の開催(伊賀市自治基本条例推進研究会含む)		目標	3	目標	3
			実績	5	実績	14
	職員研修会		目標	1	目標	1
			実績	0	実績	1

成果 指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H20	H21	H22	H23
	まちづくりアンケートにおいて住民自治活動が活発であると回答した市民の割合	住民自治活動の満足意識が高まること が、この制度の成果と考える。	%	目標	50	目標	60
				実績	49	実績	49.8
				目標		目標	
				実績		実績	

投入 コスト	H20 決算		H21 決算		H22 当初予算		H23 当初要求	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	直接事業費計(A)							
A の 財 源 内 訳	国庫支出金	60	323		992		90	
	県支出金							
	地方債							
	その他	0	0		0		0	
	一般財源	60	323		992		90	
	事業投入人件費(B)	0.5人 3,600	1.0人 7,200	0.5人 3,600	0.5人 3,600		3,600	
	フルコスト(A)+(B)	3,660	7,523		4,592		3,690	

事務事業の評価(Check)

	判断の基準(該当項目に○をつけてください)	備考欄(特記事項)
必要性	法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	法律では実施の義務付けはされていないが、条例(伊賀市自治基本条例)で改正規定がある。
	個人の方だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	
効 率 性	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業	
	事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業	
	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業	
	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	
	国や県、民間が同様のサービスを提供している事業	
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業	
	民間のサービスだけでは市場全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業	
	受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業	○
	事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業	
	【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】	
	財政状況を考慮し、事業を休止した場合、市民生活への影響が大きい事業 【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】	
有効 性	事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。	○
達成 度	基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高	○
	サービス水準や対象を見直す余地がある。	
	当初設定した計画を 100% 実施している。	【計画に遅れが生じている場合、改善策】
	予算の繰越の有無 無	・達成度については、平成21年度事業内容としては、予定どおりであり、条例改正の議会提案が遅れているのは、平成22年度に入ってから要因による。
	【予算の繰越がある場合、繰越の種別】	
	他の事業主体の活用、事業移管が可能である。	
	基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。	
	【事業名】	
	受益者負担を求められることができる事業である。	
	全体コストにおける負担構成は適正である。	
	コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	条例の本文・解説についての見直しを庁内で検討し、市民参画の自治基本条例推進研究会や政策調整会議を経て、パブリックコメントを実施した後、議会に上程する。
昨年度の取組状況	【状況】 計画のとおり進んでいる 【詳細】 条例の本文・解説についての見直しを庁内で検討し、市民参画の自治基本条例推進研究会や政策調整会議を経て、概ね条例改正案を取りまとめている。

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	増田 基生
【方向性】	拡大・充実
【理由】	市の最高規範として位置付けている自治基本条例であり、伊賀市合併における住民自治振興、市政への市民参加等に大きな役割を担っており、今後、さらに市政への市民参加、補完性の原則による市民及び市民が構成する団体それぞれの活動を活性化させ、引いては、伊賀市総合計画が目指す市の将来像である「ひとが輝く・地域が輝く住み良さが実感できる自立と共生のまちの実現に向けて、取り組みを進める必要がある。
現時点における課題、その他	伊賀市自治基本条例第58条では、条例の施行後4年以内に施行状況を勘案し、検討の上、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとされており、平成22年6月議会で条例案を上程予定であったが、伊賀市における自治組織のあり方に関する報告書の提出を受け、庁内における自治組織等のあり方を平成22年度で検討することとなったため、その内容によっては条例改正案の修正が必要である。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	条例本文及び解説の見直しは概ね完了しており、本年度中の実施施策の検討・調整終了後、条例改正案の調整を行い、平成23年3月議会で改正条例案を上程する。